

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、上場企業としての社会的責任(CSR)を認識し、株主をはじめとした顧客、取引先、従業員並びに地域社会など様々な利害関係者(ステークホルダー)から信頼を獲得し企業価値を高めていく必要があると認識しており、これらの目的を達成するためにコーポレート・ガバナンスの充実・強化を経営の重要課題と位置付けております。株主をはじめとする様々なステークホルダーの期待に応えるために、効率的で健全性及び透明性の高い経営システムを確保すべく、業務執行に対する監視体制の整備を進め、適時適切な情報開示を行ってまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
金山 精三郎	1,165,000	43.78
森ビル株式会社	60,000	2.25
株式会社SMBC信託銀行	34,500	1.29
第一生命保険株式会社	15,000	0.56
CREDIT SUISSE SECURITIES(USA)LLC SPCL.FOR EXCL.BEN	10,200	0.38
辻口 博啓	9,000	0.33
野村證券株式会社	7,800	0.29
坂口 泰司	3,700	0.13
小林 正幸	3,400	0.12
江藤 鉄男	3,000	0.11

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明

該当なし

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第二部

決算期 2 月

業種 小売業

直前事業年度末における(連結)従業員数 500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

連結子会社についても当社と同様にコーポレート・ガバナンスの体制を構築しております。当社に対する月次決算報告を義務付け、また当社の監査役及び内部監査室が定期的に子会社の監査を実施しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営に係る事項

組織形態

監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 10 名

定款上の取締役の任期 2 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 9 名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 2 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
林 哲治郎	他の会社の出身者											
大川 恵之輔	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
林 哲治郎	○	社外取締役林 哲治郎は、当社株式1,000株を保有しております。その他に当社との間に特別利害関係等はありません。なお、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしているため、独立役員として届け出ております。	豊富なビジネス経験と幅広い見識を活かし、当社の経営全般に助言していただくことで、当社の経営体制を強化できるものと判断し、社外取締役として選任しております。また、東京証券取引所が定める、一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しないことから、独立役員として指定しております。
大川 恵之輔	○	社外取締役大川 恵之輔は、当社との間に特別利害関係等はありません。なお、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしているため、独立役員として届け出ております。	豊富なビジネス経験、幅広い見識と、当社の監査役であった経験を活かし、当社の経営全般に助言していただくことで、当社の経営体制を強化できるものと判断し、社外取締役として選任しております。また、東京証券取引所が定める、一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しないことから、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無

設置している

定款上の監査役の員数

4 名

監査役の人数

3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。当社と、新日本有限責任監査法人及び当社の監査業務に従事する業務執行社員との間には特別の利害関係はなく、同監査法人からは公正・不偏の立場から監査を受けております。

監査の過程において当社監査役は、監査法人から監査計画の説明を受け、事前に協議を行うとともに、監査の実施概況及び監査結果について報告を求めています。また、監査法人との適時な意見交換を通じて、不正及び誤謬等の有無を把握しております。

また、当社は会社の業務及び財産の実態を監査し、経営の合理化・効率化の推進等、会社の経営管理に資することを目的として、経営企画室にて内部監査担当者(1名)を選任し、内部監査室の業務に任じております。内部監査室は、各部門に対して問題点の指摘及び改善案とそのフォローアップを行っております。

監査役は内部監査室との連携のもと、取締役の業務執行及び社内業務全般に亘り監視する体制を整備しております。監査役と内部監査室は、監査計画について事前に協議し、監査実施状況について適時に意見交換及び報告を実施しております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の人数

3 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
後藤 充宏	公認会計士													
平 眞彌	他の会社の出身者													
高江 満	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
後藤 充宏	○	社外監査役後藤充宏は、当社株式900株を保有しております。当社との間に特別利害関係等はありません。なお、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしているため、独立役員として届け出ており	公認会計士としての専門的見地並びに経営に関する見識を当社の監査に反映していただくことで、当社の監査体制を強化できるものと判断し、社外監査役として選任しております。また、東京証券取引所が定める、一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しないことから、独立役員として指定して

		ます。	おり ます。
平 眞彌	○	当社との間に特別利害関係等はありません。なお、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしているため、独立役員として届け出ております。	豊富なビジネス経験と幅広い見識を活かし、当社の監査に反映していただくことで、当社の監査体制を強化できるものと判断し、社外監査役として選任しております。また、東京証券取引所が定める、一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しないことから独立役員として指定しております。
高江 満	○	当社との間に特別利害関係等はありません。なお、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしているため、独立役員として届け出ております。	弁護士としての専門的見地並びに幅広い見識を活かし、当社の監査に反映していただくことで、当社の監査体制を強化できるものと判断し、社外監査役として選任しております。また、東京証券取引所が定める、一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しないことから、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 5 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員の全てを独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 **更新** スtockオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 **更新**

現在のところ、インセンティブ制度は活用しておりません。

Stockオプションの付与対象者 **更新** 社内取締役、社外取締役、従業員

該当項目に関する補足説明 **更新**

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社の取締役及び従業員に対して、無償にて新株予約権を発行するものです。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

平成28年2月期の取締役及び監査役に対する役員報酬は次の通りです。

取締役を支払った報酬 120,714千円(支給人員8名)

監査役を支払った報酬 12,585千円(支給人員3名)

※1: 上記の取締役に対する報酬支給額には社外取締役に対する報酬10,366千円(支給人員2名)が含まれております。

また、使用人兼務役員の使用人分給与相当額は含まれておりません。

※2: 上記の取締役に対する報酬支給額にはStockオプションとして付与した新株予約権に係る当期事業年度中の費用計上額を含んでおります。

※3: 上記の監査役に対する報酬支給額は、全て社外監査役に対するものです。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会の決議により報酬限度額を決定しております。平成14年5月31日開催の株主総会決議による取締役の報酬限度額は月額20,000千円以内であります。また、平成25年5月30日開催の株主総会決議による取締役のStockオプションとしての報酬限度額は年額30,000千円以内であります。

各取締役の報酬額は、取締役会の授権を受けた代表取締役が業績に対する貢献度等を勘案した一定の基準に基づき決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会、経営会議等の議案内容その他重要な情報については社外取締役及び社外監査役に対して、その都度事前に報告説明を実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1)業務執行及び業務執行に対する監督・監査

当社では、取締役9名(内、社外取締役2名)、監査役は3名(社外監査役は3名)となっております。当社では、定時取締役会を毎月1回開催し、取締役会において業務執行状況の報告、重要事項に関する経営上の意思決定及び業務執行の監督を行っております。

取締役会は監査役同席のもとで開催されております。また、当社は監査役制度を採用しており、監査役会は社外監査役3名で構成され、監査役は取締役会等重要な会議への出席のほか、内部監査室、監査法人との連携を図り、公正且つ客観的な立場から取締役の業務執行全般に亘り監査を実施しております。

(2)会計監査

当社は新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。なお、業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成は下記の通りです。

指定有限責任社員 業務執行社員 千頭 力

指定有限責任社員 業務執行社員 渡辺 力夫

監査補助者の構成 公認会計士8名、その他13名

なお勤続監査年数は、全員が7年以内です。

また、監査法人に対する監査報酬は下記の通りです。

監査証明業務に基づく報酬 23,000千円

(3)取締役候補の指名

取締役の選任及び解任に関する議案の内容は取締役会で決定されます。当該議案は株主総会で決議されます。

(4)役員報酬の決定方法

取締役及び監査役の報酬は、株主総会の決議により取締役全員及び監査役全員のそれぞれについて報酬限度額を決定しております。各取締役の報酬額は、取締役会の授権を受けた代表取締役が業績に対する貢献度等を勘案した一定の基準に基づき決定しております。また各監査役の報酬は、監査役の協議により決定されております。なお、当社では業績との関連を明確にし役員報酬の透明性を高めるために、役員退職慰労金制度を採用しておりません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、取締役9名(内、社外取締役2名)、監査役は3名(社外監査役は3名)となっております。当社では、定時取締役会を毎月1回開催し、取締役会において業務執行状況の報告、重要事項に関する経営上の意思決定及び業務執行の監督を行っております。

また、緊急性がある場合には、臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定に努めております。なお、取締役会は監査役同席のもとで開催されております。また、当社は監査役制度を採用しており、監査役会は社外監査役3名で構成され、監査役は取締役会等重要な会議への出席のほか、内部監査室、監査法人との連携を図り、公正且つ客観的な立場から取締役の業務執行全般に亘り監査を実施しております。取締役会を補完する機関として、執行役員出席のもの毎月1回以上経営会議を開催しております。経営会議では、取締役会で協議・決裁する事項の事前協議や事後的なフォローを行い、取締役会の機能を補完しております。経営会議にてあらかじめ協議された事項は、定時取締役会及び臨時取締役会にて決議され、業務担当取締役は取締役会の意思決定に基づき実際に業務を執行いたします。なお、業務執行の状況は、定時取締役会ないし臨時取締役会で報告され、取締役会の監督及び監査役会の監査を受けることになります。このように、当社では社外取締役が独立の見地から当社の業務執行を監視し、また社外監査役は内部監査室と連携して独立の見地から監査を行なうことにより、経営監視機能が整備されているものと判断しているため、本体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

補足説明

集中日を回避した株主総会の設定

平成28年2月期の株主総会は5月26日(木)に開催

その他

(1) 当日株主総会に出席した株主に対し、お手土産をご用意させて頂いております。
(2) 例年、招集通知の発送後に、当社ホームページへ招集通知を掲載しております。
本事業年度は招集通知の発送前に、当社ホームページへ招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催

当社では、アナリスト向け説明会を年2回実施しております。

あり

IR資料のホームページ掲載

当社のホームページアドレスは、<http://www.ystable.co.jp/>であります。
なお、当社ホームページでは、投資家向け情報といたしまして、決算情報、決算以外の適時開示資料、決算説明会資料、会社情報、株主総会の招集通知、事業報告書等を掲載しております。

IRに関する部署(担当者)の設置

IR担当部署名: IRグループ IR担当: 影山 該

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定

企業行動規範を定め、公正で誠実な企業活動等の徹底を図っております。

その他

東京証券取引所適時開示規則および関連法規を遵守し、適切な会社情報の開示に努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、経営トップから現場レベルにおける意思決定プロセス及び業務プロセスにおいて、職務権限と責任を明確化し、迅速且つ適切な意思決定とそれに基づく業務執行並びに業務執行に対して適正な監督・監視機能を発揮するための一連の内部統制を構築しております。

取締役会は、原則として月1回開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項について決定するとともに、業務執行状況の報告及び監督を行っております。取締役会を補完する機関として、執行役員出席のもと毎月1回以上経営会議を開催しております。経営会議では、取締役会で決議・決裁する事項の事前協議や事後的なフォローを行い、取締役会の機能を補完しております。なお、監査役は、取締役会等に出席し意見を述べるほか、内部監査部門や監査法人との連携を図り、取締役の業務執行の妥当性、効率性等を幅広く検証しております。

また、取締役会により策定された連結ベースの利益計画に基づき、各部門及び子会社が具体的な年度目標や予算を設定し、それに基づく月次・半期・年間の業績管理を行っております。

職務の執行上、部門間での相互牽制が働くよう社内規程により、職務分掌、職務決済権限を明確にするとともに、業務執行について稟議制度による部門間牽制の仕組みを構築しております。また、経営の透明性を高めるとともに、市場に対する公正且つ適時・適切な情報開示を行うため、IR部門を設け、重要な情報開示の把握、開示情報の決定、ホームページへの掲載等を行っております。

また、当社では、経営に重要な影響を及ぼすリスクを評価・認識し、リスクに対して迅速に対応できるように経営管理体制を構築しております。定期的に開催される取締役会や経営会議等において、経営に影響を及ぼす情報について報告を受けることとなっております。

さらに弁護士及び税理士と顧問契約を締結しており、必要に応じて法律上・税務上の助言及び指導を受けられる体制を整備しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の「企業行動規範」において、反社会的行為の根絶に向けた基本的方針を定めております。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切の関係を持たず、不法・不当な要求に応じたり、あるいは暴力団等を利用する反社会的行為は一切行わないことはもとより、反社会的勢力・団体とは断固として対決する旨を規定しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

該当なし。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記の通りです。

1) 決定事実

各部門より起案された重要事項について、経営会議で検討を加え、IRグループ責任者の承認を受けた後、取締役会にて決議を行うとともに担当役員(情報管理責任者)の承認後、速やかに開示手続きを行います。

2) 発生事実

当社は、重要情報の管理・把握のため、社内規程として内部者取引規程を運用しており、役職員に対して重要情報の報告義務を徹底しております。当該情報については、各部門よりIRグループ及び担当役員(情報管理責任者)に提出され、適時開示の必要性について検討を行い、開示が必要であると判断がなされた場合においては、代表取締役社長の承認を経た後、担当役員(情報管理責任者)の指示により、IR担当者が開示手続きを行います。

3) 決算情報等

業績予想、決算短信等の情報については、管掌部門からの報告事項を経営会議を経て、IRグループ責任者の承認を受け、取締役会の承認・決議後、担当役員(情報管理責任者)の指示により、IR担当者が開示手続きを行います。

